

一関市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、下記のとおり工事監査を実施したので同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 5 年 6 月 29 日

一関市監査委員 及 川 弘 人
一関市監査委員 加 藤 伸 弘
一関市監査委員 千 葉 大 作

記

第 1 監査の対象

1 新一関市立花泉小学校プール建設（建築）工事

- (1) 所 管 花泉支所 地域振興課
- (2) 契約金額 183,310,600 円（うち消費税及び地方消費税 16,664,600 円）
- (3) 工 期 令和 4 年 9 月 28 日～令和 5 年 6 月 5 日
- (4) 請負業者 株式会社 三ツ矢建設工業
- (5) 工事場所 一関市花泉町涌津字下原地内
- (6) 工事概要

ア プール

プールの構造 強化プラスチック（FRP）製
中高学年用 25m×16m（8 レーン）
低学年用 12.5m×8 m

イ プール附属棟

建物の構造面積
木造平屋建て延床面積 99.37 m²

- (7) 進捗率 90.0%（令和 5 年 5 月 12 日現在）

第 2 監査の実施日

令和 5 年 5 月 12 日（金）

第 3 監査の方針

土木・建築等工事の執行に関し、計画、積算、施工等の各段階において技術面等から当該工事が適正に行われているかという合規性の観点を主眼とし、経済性、効率性及び有効性に留意して監査を行った。

第 4 監査の方法

監査事項のうち、工事技術調査については、高度の専門知識を必要とするため公益社団法人日本技術士会に技術士法第 2 条に規定する技術士による書類監査を実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、技術士の派遣依頼は行わず、監査委員による担当課ヒアリング及び現地調査により、設計図書及び現場の施工状況の具体的事項について監査を行った。

第5 監査結果

全体として技術的な支障は見られず、概ね良好な施工状況と認められた。